

長野県障がい者共生社会づくり調整委員会 議事録

令和6年12月9日(月) 13:30~15:30

1 開 会

2 あいさつ

3 委員自己紹介

4 会長選出

【事務局 大井補佐】

会長の選出については、「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例施行」規則第7条第1項で、調整委員会に会長を置き、委員が互選するとなっております。選出方法につきましては、委員の互選となっておりますので、皆様方にお諮りしたいと存じます。ご意見等ございませんでしょうか。

【池田委員】

大塚委員さんに会長をお願いしたいと思ってます。長野県が相談支援専門員の養成研修をやった頃、それから虐待防止研修などでも、度々長野に来ていただいています。今回の条例づくりについてもですね、そこの座長を務められておりますので、適任だと思いますのでお願いします。

【大井補佐】

はい、ありがとうございます。ただいま池田委員から大塚委員を会長に推薦する旨のご発言がありました。委員の皆様、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それではご異議がないようですので大塚委員に会長をお願いしたいと存じます。

5 会長就任、あいさつ

【大塚会長】

はい。改めまして大塚です。よろしくお願ひいたします。長野県の共生社会づくり調整委員会ということで、この委員会を通して、長野県における障がいを理由とする差別を解消していくと、そういうことを皆さんとともに行っていきたく思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

6 会長職務代理の指名

【大塚会長】

それでは、会議事項に入る前に、条例施行規則第7条第3項の規定により、会長の職務代理者を指名

したいと思います。ご経験が豊富で、障がいのある方と事業者の方の中立的立場という観点から、山本委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【山本委員】

はい。

【会長】

それではよろしくお願いいたします。

7 会議事項

(1) 調整委員会の運営について

【事務局】 資料1の説明

【大塚会長】

よろしいですか。事務局から合議体の形が示されました。合議体構成案という横長のものですが、学識経験者等、障がい福祉従事者については皆出ますけれど、それぞれの内容において、障がい者、あるいは事業者の区分の委員は出席される方が異なるということ、全ての内容について全員が出ると、非常に時間がかかったり大変なので、内容によって異なる組織をつくる方が合理的だと。

身体障がいの方だったら身体障がいの方に出ていただく、精神の方であつたら、精神障がいの方に出ていただく。内容に応じた分野の方に出ていただくということでご了承いただきたいということですが、いかがでしょうか皆さん。

【飯島委員】

これ約2年を運営していますけれども、年間にこれまで何例くらいあつたんでしょう。

【藤木課長】

これまで2年ほど運営をいたしておりますけれども、あっせんの申立ては1件もございませんでした。

このため年に1回、相談受付状況等について報告をさせていただいておりますが、個別のケースについて御審議いただくということはございませんでした。

ただ、あっせんの申し立てがあれば、相当な回数ご審議いただく必要が出てくる可能性はあると考えております。

【飯島委員】

あっせんということは、話し合っ具体的解決を求めていくとか、そういう作業ですよ。

【大塚会長】

調整委員会としてはそういうことをやっていきますのでね。あっせんについては全ての委員方を集めるのではなくて、申立てをした障がい種別や内容によって一番合理的な合議体を作りながらということですね。

【飯島委員】

単にあっせんを求めるではなくて、こういう事例があったと納得いかないのに我慢したというケースは報告されないんですか。

【藤木課長】

毎年相談窓口で受けた相談内容や件数については、報告させていただいております。

ただし、紛争解決できずに、障がいのある方等から県に対してあっせんの申立があったものについては県からこの委員会に付託をさせていただくというかたちになります。

【大塚会長】

今まではなかったということで、今後もしかしたらそういった事例も出てくるかもしれません。

そのための合議体を用意、準備しておくということで、了解願いたいと思います。

申立てがなかったことが幸いなのか。どちらかはわかりませんが、申立てのある可能性はあるので、それについての準備をしていきたいと思いますというので、この合議体ということで、形はよろしいですか。

もし、ご意見等があれば。

(異論なし)

はい、ではその都度お願いいたします。

(2) 障がい者差別解消のための取組について

ア 広報啓発の実施状況

【事務局】資料に基づき説明

【大塚会長】

ただ今の説明について意見のある方はいらっしゃるでしょうか。

【池田委員】

3つ質問があります。

1点目、「ともいきカンパニー」という言葉、初めて聞きました。これが「あいサポート運動」とどのような関係があるのかまず説明してください。

2点目、「ともいきホスピタリティ」として会社を認定しているようですが、これは例えば長野市は「やさしいお店」プロジェクトとして認定書を出しています。そのような市町村との連携というところでどういうふうな位置づけをされているのかお聞きしたい。

3点目、その認定をする際に今年から長野県が委託をして「ピアサポート研修」をされています。ピアサポーターを配置している会社とか事業所等には、それなりの認定書というかそういうのを出すという方向でお願いしたい。その3点でございます。

【大井補佐】

1点目の「ともいきカンパニー」と「あいサポート運動」との違い、関係については、「あいサポート運動」は共生条例施行前から、ちょっとした配慮で障がいのある人に手助けをするという鳥取県から始まったあいサポート運動を基に始めていた運動でした。

それとはまた別に、長野県で障がい者共生条例の施行に伴って、長野県の障がい者共生条例の基本理念等を事業者の方々により理解浸透させていくために創設した仕組みとなっております。

そして、長野市の「やさしいお店」の連携等、市町村独自で行っていただいている事業との連携は直接的に行っていることはございませんが、長野市での取組は県としても承知をしておりますし、場所によっては県のもの、市のものも認定を受けている事業者もあるかと思えます。

最後に、ピアサポート研修を受講された、実際にピアサポーターを配置していただいている事業所等で「ワークプレイス」等、これから申請が出てくることもあるかと思いますので、ピアサポート研修の場で広報の機会がいただければ、お知らせしていきたいと思えます。以上です。

【二宮委員】

質問は2点あります。ともいきカンパニーの制度について、Bの「ともいきワークプレイス」の認定の基準、2点目は、認定された企業のリストが広報されているのかどうかを教えてください。

【大井補佐】

先に2点目のご質問については、「ともいきカンパニー」、「ともいきワークプレイス」ともに県のホームページに一覧を掲載しておりますのでそちらでご確認いただけます。

ともいきワークプレイスの基準は、まさに障がい者が働きやすい職場環境作りを行う事業所ということですが、もうちょっと細かい内容の方がよろしいでしょうか。

【二宮委員】

例えば視覚障がい者が働きやすいとか、聴覚障がい者にとっても大変働きやすい条件を満たしているとか、そのような細かい基準があるかどうか、いかがでしょうか。

【大井補佐】

障がい種別ごとに基準を定めているということはありません。

長野県内の事業所であること、優れた合理的配慮を提供している、または今後提供することなど、障がいに対する理解を深める研修の受講、障がい者の積極的な雇用、障がい者就労施設等から優先的な物品の調達と共生社会づくりに取り組む事業所ということで申請要件を定めております。

【二宮委員】

つまり、一部でもその取組をやっているってということあれば対象になるんですね。

【大井補佐】

はい、そのとおりです。

【二宮委員】

つまり、障がい者の満足度という観点からして障がい者にとっては十分ではないかもしれないけれども、取組をやっていますということが最終目的という理解でよろしいですか。

【大井補佐】

おっしゃるとおり、全てを満たしているわけではないですし、その障がいのある方々の満足度というところで基準を作っているわけではありませんが、少しでもそういった取組が広がっていくようにということでスタートした仕組みではあります。

ただもちろん不十分なところもあるかと思いますが、こういう認定を受けた事業所等に対しても、当事者の方々から、こういった合理的配慮を提供してほしいなどの申出をしていただくことは、もちろん基本的な権利かと思いますが、ぜひ申出していただいて建設的対話のもとで提供内容についてご相談いただきたいと思います。

【二宮委員】

分かりました。

【山本委員】

今のともいきカンパニーの認定制度について、優れた合理的配慮を提供する、または今後提供すると宣言した県内事業所を認定と書かれていますが、宣言した県内事業所が実際に優れた合理的配慮を提供しているかどうかという確認はされているのかどうかという点が1点目。

もう1点、右下の枠のところに認定した事業所の主な業者にホテル、理容業、コンビニエンスストアとありますが、多い業種や、割合として高いというようなことが分かればお願いします。

【大井補佐】

宣言をいただいた全ての事業所に対して確認をしているというわけではありません。

ただ必要に応じて、宣言していただく前に、こちらから担当職員がともいきカンパニーについて説明をしまして、宣言の内容について相談に応じたり、いわゆる実現可能な範囲での宣言をしていただいているものが多いかと思いますが、そういった中で宣言をしていただいたものを県として認定をしているという流れになっております。

どの業種が多いかということですが、昨年度ファミリーマートさんが県内の多くの店舗で認定を受けていただいたこと、理美容店の皆さんも県内でかなり受けていただきましたので、全体の中の割合では、そういった接客業が多いと思います。

【山本委員】

確認ですが、今後提供すると宣言したときに、具体的な方法など、こういうことをしてきますということが盛り込まれているという理解でよろしいですか。

【大井補佐】

はい。多くが「お客さんが来たときにこうします」といったこの取組宣言の一部抜粋に近いものを、宣言をしていただいているところです。

【山本委員】

ありがとうございました。

【堀越委員】

ちょっと聞き取りづらいところが多くて、質問が重複するかもしれませんが、このともいきカンパニーの認定について、実績などを一部確認しているってような先ほどお答えはありましたでしょうか？

【大井補佐】

宣言していただいたものを後日確認に行くというところまでは、とってはいない状況です。取組の内容を一緒に考えさせてもらったり、事前に相談を受けて対応させていただいてる状況です。

【堀越委員】

ということは、いろいろな認定制度というものがありますけれども、たいてい認定制度の認定を受けた場合には、各事業体団体が実績報告というものを出しているケースが多いと思います。このともいきカンパニー認定制度においては、取組宣言をしたら、それでしっばなしということで、どのくらいの実績があったのかとか、どういう進捗状況になるのかということは把握しないということでしょうか？

【大井補佐】

はい、現時点ではそういう仕組みにはなっておりません。

【堀越委員】

そこところが、私個人といたしますといかがなものかと感じる場所がありまして、宣言したからおしまい、大体そこで終わってしまうことが多いのですね。

対象となる方がこういう取組宣言をしたお店に行きました。宣言したシールが貼ってあるお店なのに寂しい思いをして帰ってきたというようなことも多々あるかと思われまます。ということは、その宣言した企業も、宣言したからいいでしょというふうなことで終わってしまっていて、常にそういったことを認識しながら温かい気持ちで宣言をした責任を持って、社会生活、社会活動を行っているかどうかというところは忘れて欲しくないですね。

それにはやはり、「取組宣言しました、これでいいです」で終わらせるのではなくて、やはり何らかの形で実績報告、あるいは定期的にこういった取組宣言をしている事業体が集まって、それぞれの結果報告の報告会などをやるというのも大事ではないかなと思います。以上です。

【大井補佐】

ありがとうございます。貴重なご意見として承りたいと思います。検討させていただきます。

【大塚会長】

フォローアップの仕組みですよね。そのまましておかないでその後どうなったかということもきちんと検証していくと、そういう仕組みがあればもっと広がるということかもしれません。

また県は考えると思います。

【飯島委員】

県民向けの広報の、特設イベント会場にパラウェーブ広場と共にとありますが、パラウェーブ広場そのものはどのような企画ですか？

【大井補佐】

障がい者スポーツを県民の皆様に触れていただくという趣旨のイベントをするときに、パラウェーブ広場という名称を4年度5年度使用しております、これも記載のとおりボッチャや車いすバスケやマラソンの競技用の車いすの試乗体験などのスペースを作ると、お子さん連れのご家族などに多く来ていただけるので、そこと合わせて共生条例に関する啓発もさせていただいたところですよ。

【飯島委員】

ありがとうございます。県職員向け説明ページの1のところに参加申込書の「合理的配慮の申込欄」というのも、どういうことなのかわからないのですが。

【大井補佐】

例えば不特定多数の方が来られる講演会のような参加申込みをしていただく場合、お名前や連絡先を書いていただく枠の一つとして、必要な合理的配慮があればここに記載をしてくださいという欄を設けて、事前に申出をいただければ、開催する県の担当部局とすれば、それにどのように対応するか、またご相談をさせていただきながら事前の準備ができますし、実際参加していただく障がいのある方にとって、申出がしやすいだろうということで、全庁として取り組む方針にしたということになります。

【飯島委員】

県職員向けと書いてありますが、県が何かを開催するときの参加申込書にという意味？

【大井補佐】

おっしゃるとおりです。

【飯島委員】

もう一つ、eラーニングの実施というところに事前的改措置、環境整備に関する事前的改善措置というのはどういうことでしょうか？

【大塚会長】

これはですね、個々の人に障がい者差別であるとか、あるいは合理的配慮を提供するということを障がい者差別解消法は建前としていますが、その前に共通な環境については、そうならないように準備をして

おきましょうと。

例えば学校教育において、個々の児童生徒にあったカリキュラムを提供するような様々な合理的配慮ということではありますが、その前に基礎的環境整備として、例えば、建物・設備をバリアフリーにしておく、教員を確保しておく、あるいは予算をきちんと確保しておくなど、様々な差別の状況や合理的配慮の必要性が出る前段階において、そうならないような仕組み作り、準備をしておきましょうという考え方と理解していただきたいと思います。

【飯島委員】

了解しました。ありがとうございます。

【二宮委員】

質問ではないんですけども、ちょっとお願いがあります。県民向けの取組（●商業施設でのイベント時にパネル展示）の件というところで、来年デフリンピックが開かれるんですけども、ぜひデフリンピックについても普及啓発をお願いしたいと思っています。

【大井補佐】

観光スポーツ部にもお伝えしつつ、検討してまいりたいと思います。

【堀越委員】

もう1点、ともいきワークプレイスの方ですが、縦割り行政の部分もあるかなと思いますけれども、こういった宣言をし、各事業者が障がい者を雇用したような場合も多々あるかなと思います。その場合に、長野県として税率課税ですね、障がい者雇用の優遇措置などもあるということセットでお勧めいただけると、もっと広がっていくのではないかと思いますので、その辺も税務課の方と相談しながら進めていただけたらと思います。以上です。

【大井補佐】

ありがとうございました。

イ 差別解消相談窓口における相談対応状況

【事務局】 資料に基づき説明

【大塚会長】

ただいまの説明について、ご質問あるいはご意見があればいかがでしょうか。

【池田委員】

相談内容のところ、その他というのが73%で圧倒的に多いんです。支障のない範囲でこの内容にどんなことがあるか教えてください。

【馬場推進員】

例えば、道を歩いていたら、自分のことを見ている、その視線が気になる、それは自分に障がいがあるから、そのように見ているのではないかですとか。対応はしてもらえたものの、その時にすごく嫌な顔をされたですとか。そして障がいを持っているからこういうことができなかったというような過去の出来事を相談なさることなどです。

【池田委員】

ちょっと言いにくいですね。わかりました。

【飯島委員】

対応回数のところと、G.複数相談者というところについて、対応回数が1回で終わった方が117人、複数あった方…これはどういうことですか。

【馬場推進員】

1年間で2件以上相談をしてきた方、5件以上相談が5人6人といいます。

相談事案1件にして、1回の相談で終わったものが対応回数1件に含まれ、1つの相談事案に対して2回対応した方が20、3回対応した方が9となっております。

【飯島委員】

Fでは2回対応した方が20人と読めるんだが…

【堀内主査】

例えば、堀内が相談窓口で、Aのことについて1回相談電話をかけました、これが1回で終わりました。別の日に今度Bということに困ってBのことについて相談窓口で連絡をしました。

こういった場合が、この下の※印の複数相談者ということにカウントされています。同じ方から複数の案件が寄せられたということです。

【馬場推進員】

下の方が同じ方から何件寄せられたかという回数。上の方が同じことについて何回対応した回数ということですか。

【飯島委員】

分かりました。

もう一点ですね。私も相談をたくさんやってるんですけど精神が多いですね。この中に発達障がいを含むと書いてあるんですが、発達障がいの方はどの程度どんな割合でいらっしゃるのか、およそでいいので分かりませんか。

【馬場推進員】

こちらの相談者数はすでに精神と発達障がいの方一緒になっているものですので、内訳は特にとって

おりません。発達障がいがあって精神障がいの方もいらっしゃいますし、そのうちどのくらいが発達障がいかというのは分けておりません。

【飯島委員】

了解しました。ただ、最近発達障がいといわれる方が多くて、学校などでも困難な場合が多いと思うのですが、いわゆる精神障がいと発達障がいは、全然別のことであることを了解してもらった方がよいと思います。

【二宮委員】

相談内容区分の C、対応結果の D もそうですけれども、「その他」の割合が 73%という数字、50%以上と多いことに驚きます。「その他」の内容を更に詳しく分類できるかどうか。「その他」でかなりの人数、割合になっていますので、もう少し細かい分類ができるんじゃないかと思うのですがいかがでしょうか。

【馬場推進員】

その他、確かにその他という中でも色々あるとは思いますが、日常生活の不満ですとか、障がい者差別と直接関係ないお話も多く含まれています。

今のところ傾聴・助言という形でその他の分類をしておりますが、二宮委員がおっしゃったように、その他の中にも多く困りごとの内容が含まれていると思いますので、さらに細かい困りごとを把握するための方法があるかどうか、改めて事務局で検討させていただきたいと思います。

【山浦委員】

ご相談なさった皆さん、その後はどうなったかおわかりになりますか。良かったとか心がスーッとしたりとかそういった気持ちの面はいかがでしょうか。

【馬場推進員】

相談された方、人それぞれの部分がございます、相談してよかった、納得できたというような言葉をいただくこともありますし、逆に、自分の気持ちとしては納得しきれない部分もあるが、そういうことならという場合もあります。

資料の D の対応結果でわかりますように、調査継続は 0 件となっておりますので、事案としては全て終結ということで、相談者の方にも納得というか、了解はさせていただいています。

【大塚会長】

では、ここで事務局へお返しします。

【大井補佐】

以上で会議の公開部分を終わります。